

農地法第3条許可申請 必要書類一覧

書類	説明
許可申請書 ・ 許可申請書（1ページ目） ・ I 一般申請記載事項 ・ II 3条3項該当用 ・ III 特殊事由該当用 ・ IV 農地所有適格法人用	「許可申請書」と「I」は、すべての申請者が提出する必要があります。 「II」～「IV」については、必要に応じて提出していただきます。 詳しくは、農業委員会事務局にお尋ねください。
土地の登記事項証明書 ※原本が必要です	全部事項証明書で、3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。 （登記情報提供サービスによる照会番号付き登記情報も可） 登記事項証明書に記載された所有者の住所が現住所と異なる場合は、記載住所と現住所のつながりが分かる住民票等も必要です。
（譲受人が法人の場合） 法人の定款等	現行の定款（又は寄付行為）と相違ない旨の、法人の認証が必要です。
位置図	農地の場所が分かるよう地図に示したものがが必要です。
字図（法務局備付の公図写し） ※原本が必要です	3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。
（新規就農の場合） 営農計画書 および 添付書類一式	添付書類は、作付計画書、収益計画書、通作図です。 様式が必要な方は、農業委員会事務局にお尋ねください。
（必要に応じて） 委任状	申請の当事者（共有の場合は、共有者全員）のうち窓口へ来庁しない方がいらっしゃる場合は、窓口へおいでになる方への委任状が必要です。
来庁者の本人確認書類 ※提示のみ（提出不要）	マイナンバーカード、運転免許証等、来庁された方のご本人が確認できる書類をご提示ください
（所有権移転の場合） 譲受人等の国籍・在留資格を確認できる書類	※福岡市に住民登録がある場合は、添付する必要はありません。 日本人の場合… 住民票の写（本籍地が記載されているもの） 中長期在留者の場合… 在留カードまたは在留資格認定証明書 等 特別永住者… 特別永住者証明書 等
その他（必要に応じて）	内容によっては、上記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは、事前に農業委員会事務局へお尋ねください。